

Japan Tax Newsletter

DT 弁護士法人／デロイトトーマツ税理士法人

2020年2月1日号

中国輸出管理法の概要と日本企業の取るべき対応

1 はじめに

2017年の草案発表以降、しばらく目立った動きがみられなかった中華人民共和国輸出管理法¹(以下「輸出管理法」)が施行に向けて動き出している。2019年12月28日に閉幕した第13回全国人民代表大会(以下「全人代」)常務委員会の審議後に明らかになった情報によると、例えば企業における輸出管理体制の構築を「すべきである」とするなど企業への負担が増す内容となっている。今まで静観していた輸出管理担当者も、そろそろ施行に向けた準備を始めるべき段階に来ているといえよう。

2 草案の概要と中国に子会社を持つ日本企業への影響

(ア) 先進国の輸出管理と同等の制度の導入

(1) 通常兵器関連の汎用貨物・技術等の規制

今までは、大量破壊兵器関連(核、生物、化学、ミサイル関連)の両用品²及び関連技術のみであった輸出管理の対象が、日本同様、通常兵器関連の汎用貨物・技術も管理対象となる。ワッセナーアレンジメント³に準拠した規制リストとなるかは現時点で未定であるが、採用されることになれば、下記【図表】の通り、日本の輸出貿易管理令別表第1の5-15項に属するアイテムが新たに規制対象となる可能性は高い。

【図表】日本 輸出貿易管理令 別表1の5-15項までの規制対象

項番	項目	規制品目例
5	先端材料	超電導材料、セラミックの複合材料等
6	材料加工	軸受、測定装置、ロボット等
7	エレクトロニクス	集積回路、高電圧用コンデンサ等
8	コンピュータ	電子計算機
9	通信関連	通信用の光ファイバー、暗号装置等
10	センサー・レーザー	センサー用光ファイバー、光学部品等
11	航法関連	加速度計、ジャイロスコープ等
12	海洋関連	潜水艇、水中用ロボット等
13	推進装置	ガスタービンエンジン、無人航空機等
14	その他	粉末状の金属燃料、電気制動シャッター等
15	機微品目	繊維を使用した成型品、レーダー等

(2) エンドユーザー・最終用途の確認

輸出業者は輸出契約締結時において、エンドユーザー及び最終用途につき必要な審査を行う必要があるとされ、こちらも日本同様の輸出管理を求められる可能性が高い。

1 中国語の表記によれば「出口管制法」である。

2 通常の民生品に用いられるが、軍事的にも転用可能な貨物のことをいう。

3 ココム(対共産圏輸出統制委員会)にかわって通常兵器および汎用貨物・技術の輸出を監視する協約。

(イ) 中国独自の制度

(1) みなし輸出

みなし輸出とは、国外への輸出ではなく、国内間の取引でありながら輸出同等の管理が求められるケースを指す。同法の草案では具体的に、中国国内の中国企業から、同じく国内の外資系企業(合併を含む)や外国籍者(日本からの駐在員を含む)に対し規制貨物や技術を提供する際に、中国政府の許可が必要になると読み取れる。

中国に子会社を持つ日本企業においては、中国企業との取引の障害となるだけでなく、中国子会社内においても、技術的な打ち合わせ等に日本からの駐在員が入る場合は許可が必要になる可能性がある等、貿易業務に加えて、社内業務にも大きな影響が及ぶ可能性がある。

(2) 再輸出

再輸出とは、ある国から商品を輸入後、製品に組み込み(あるいは輸入した商品そのままの状態)第三国へ再び輸出することを指す。輸出管理法に当てはめると中国原産の規制対象品を組み込み、日本(あるいは中国以外の国)で製造した製品を第三国へ輸出する場合に、中国政府の許可を取得しなければならないこととなる。

昨年末に発表された改訂草案では、再輸出に係る具体的な定義が依然曖昧であり、対象製品の該非判定が、部品単位なのか、装置単位なのか明確ではない。仮に部品単位となれば極めて独自の制度といえ、相当の実務的な負担となることが容易に想定されるため、施行内容には注視する必要がある。また、原産地の考え方も必ずしも明らかではなく、この点についても注意が必要である。

3 日本企業はどう対応すべきか

大量破壊兵器関連の規制品を輸出等していなかった在中國企業で、通常兵器関連の汎用貨物・技術等をラインナップに持つ企業は、今回の輸出管理法施行により輸出管理体制を構築する必要がある。また、中国では法の施行から公布までの期間が短いことも多く、施行されてから輸出管理体制を構築するのは間に合わない可能性が高い。

同法案は現行法令と比べて、企業に対するペナルティの額が増加しているだけでなく、処罰を受けた企業や経営者の信用情報が公表される等、体制未整備による影響は中国を越え、グローバルビジネスに飛び火する可能性が高い。そのため関係部署への事前説明や輸出管理社内規程(CP:コンプライアンスプログラム)の策定等を、中国子会社だけでなく、輸出管理における豊富な知見と経験を持つ親会社の日本主導で、今から準備を進めることが肝要である。

(DT 弁護士法人 パートナー 手塚崇史／デロイトトーマツ税理士法人 マネジャー 若山 慶)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

DT 弁護士法人

所在地 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル 2 階

Tel 03-6870-3300(代)

email dtlegal@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/dt-legal

法務サービス www.deloitte.com/jp/ja/services/legal

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800(代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

間接税サービス www.deloitte.com/jp/indirect-tax

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co. and DT Legal Japan.



IS 669126 / ISO 27001